規則

日号外　ページ

○人事院
九―五五―一四九　人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則　一　229　七一
一七―〇―一四七　人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則　一　229　七二
○公正取引委員会
四　公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則　三一　四
○国家公安委員会
一三　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する規則　二五　250　八九
一四　大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則　三〇　253　一三
一五　金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則　三〇　253　一四
○原子力規制委員会
五　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則　一五　240　一

告示

一三二　○内閣府　組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た生物の公表を行う件　二四　二
○内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
一　行動計画策定指針の一部を改正する件　三一　255　八二
○内閣府、財務省、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
一二　外国為替及び外国貿易法第二十七条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件の一部を改正する件　三〇　253　一三
一三　外国為替及び外国貿易法第二十八条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件の一部を改正する件　三〇　253　一三
六　沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件　一　229　七三
○内閣府、財務省
九　天皇皇后両陛下は第四十三回全国豊かな海づくり大会に御臨席になる件　一〇　三
○宮内庁
一〇　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第二条第一項及び第五項並びに第四条第一項から第三項までの規定による公表の方法を告示する件　二一　一
○公正取引委員会
一　特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第十一条第三項の規定に基づく公正取引委員会の事務総局の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める件　一　229　七四
○公正取引委員会、消費者庁
八　歯みがき類の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　八　二
○国家公安委員会
四一　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第四条第一項の規定に基づき国際テロリストを指定する件　三　三
四二　駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件　一〇　三
四三　普通自転車の型式認定番号を指定した件　一〇　四
四四　原動機を用いる歩行補助車等の型式認定番号を指定した件　一〇　四
四五　原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定した件　一〇　四
四六　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき公告国際テロリストの指定の有効期間を延長する件　二九　252　一
○金融庁
七〇　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件　一　二
七一　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件　一　二
七二　金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件　一　二
七三　金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第百十条に規定する金融庁長官が指定する者の一部を改正する件　一　三
七四　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条の二第五項第一号及び第二号の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する銀行持株会社及びその子会社等及び金融庁長官が別に定める比率の一部を改正する件　一　三
七五　銀行法施行規則第三十四条の十四の二第三項の規定に基づき再建計画の策定が必要なものとして金融庁長官が指定する銀行持株会社グループの一部を改正する件　一　三
七六　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項ただし書の規定により適格機関投資家に該当する者を指定する件の一部を改正する件　一　229　七五